



茨城県

お問い合わせ先
商工労働部産業技術課
TEL:029-301-3584
FAX:029-301-3599

茨城県新分野開拓商品事業者認定制度

(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づく随意契約の前提となる事業者認定制度)



認定手続きの流れ

① 認定事業者の募集 ※ 産業技術課ホームページ等

② 申請書の作成、必要な資料の準備

③ 認定申請書の提出 ※ 持参又は郵送にて産業技術課あて

④ 認定審査会での審査 ※ 外部有識者による書面審査

⑤ 認定事業者の決定 ※ 認定の有効期間は3年間

認定の目的

県内で優れた新商品を生産している事業者を、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者(以下「新分野開拓商品事業者」という)」として県が認定し、当該新商品について、県の随意契約による購入・活用等を通じてその普及を促すとともに、ホームページや各種イベント等を通じて県内外に広く情報発信し、意欲的な商品開発に取り組む県内中小企業者の販路開拓を支援します。

認定による効果

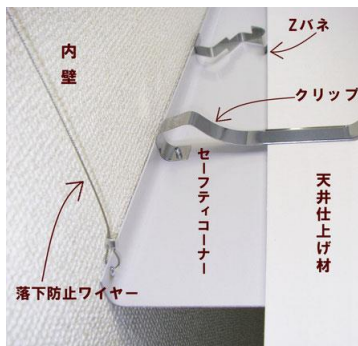
- (1) 県の機関が認定事業者の認定に係る新商品を購入する場合、随意契約が可能となります。
※ ただし、認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。
- (2) 県ホームページや各種イベント等において、広く新商品がPRされます。
- (3) 同様の認定制度を持つ都道府県とのネットワークにより新商品の情報が全国に発信されます。

認定の対象となる事業者及び商品

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者若しくは組合等であって、次の(1)~(6)の要件を全て満たす商品を生産する者

- (1) 新規性・独創性が認められること
- (2) 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3) 生産方法並びに生産に必要な資金の額及び調達方法が適切なるものであること
- (4) 優れた商品特性を有し、医療福祉、環境対応等、本県の行政目的の実現に有効であると認められること
- (5) 県内で生産又は加工された最終製品であること
- (6) 商品の販売を開始してから5年以内であること

第9回(平成27年度)認定事業者及び新商品 ※ 認定の有効期間(H28.1.1~H30.12.31)



アサヒセーフティコーナー

太洋工業株式会社
日立市森山町5-8-8
TEL:0294(52)2255
(販売元:アサヒサンコー株式会社)

【商品概要】

天井と壁の隙間をカバーする建材
地震時にXYZの3方向に可動
軽量のマグネシウムを使用



「ifomoru」君

有限会社インターフェース
ひたちなか市高野2187-17
TEL:029(285)8711

【商品概要】

独居高齢者等の見守り装置
人感センサーにより人の動きを検知してメール送信を行う